

第1条：倫理規範

アンビット・エナジー・ジャパン合同会社（以下「アンビット」、「アンビット・エナジー」または「当社」といいます。）は、共同創業者であるジェリー トンプソン ジュニアおよびクリス チャンプレスが定めた基本原則に従い活動します。この原則は、あらゆる行動において誠実さ、卓越性、約束遵守（コミットメント）、そして熱意を持つことに重点を置くものであり、この原則のもと、今日の優れた企業文化が確立されました。当社は、アンビット・エナジーに参画するすべての独立コンサルタント（以下「コンサルタント」といいます。）が、そのことに対して誇りを持ち、エネルギー市場におけるアンビット・エナジーの代表として、当社の価値を共有し行動してくれることを期待します。

よって、当社はコンサルタントに対し、この方針および手続の一部でありその基礎をなす以下の倫理規範の範囲内で、業務を行うことを要求します。

1.1：誠実さおよび責任：コンサルタントは、業務上の行為について最高水準を維持し、自身の顧客やチーム メンバー、アンビットの他のチーム メンバーおよびアンビットの従業員に対して、自身が受けたいと思う態度で接しなければなりません。

1.2：欺瞞的または違法な行動：コンサルタントはアンビット・エナジーの行動価値を遵守し、コンサルタント自身やアンビット・エナジーの評判に損害を与えまたは悪影響を及ぼすような欺瞞的、違法、または非倫理的な行動に従事しません。コンサルタントは本方針および手続とその遵守を支持および提唱し、その精神および趣旨を尊重します。

1.3：アンビット ビジネスの機会を正確に説明すること：コンサルタントは、アンビット・エナジーの報酬プランおよびエネルギー サービスにつき習熟し、顧客およびコンサルタント候補に対し、誇張や虚偽のない明確かつ事実即した表現で、これらの説明を行うものとします。

1.4：ダウンラインに対するサポート：コンサルタントは、自身のチームに参加するすべてのコンサルタントのトレーニングや動機付け、サポート、および士気の向上に関して責任を負うことを認識し、当該責任を鋭意果たすものとします。コンサルタントは自身の業務を他の優良企業の業務と同様に扱うものとし、顧客や同僚のコンサルタント、当社の社員に対するコミットメントを果たさなければなりません。

1.5：法令の遵守：コンサルタントは、独立したコンサルタントとしての自身の業務に適用される国および地方自治体の法令を遵守しなければなりません。コンサルタントは、随時改正される法令および業界のルール、アンビット・エナジーの方針および手続を自身の責任において遵守することに同意します。

1.6：倫理規範の遵守：コンサルタントは本条（倫理規範）を遵守し、いかなる方法においても、他の当事者が倫理規範に違反するよう説得、もしくは働きかけ、または強要してはなりません。そうした行為は本倫理規範の違反、よってアンビット・エナジーの方針および手続に対する違反とみなされます。

第2条：はじめに

2.1：独立コンサルタント契約の一部となる方針および手続、ならびに報酬プラン：この方針および手続（現行のものおよびアンビット・エナジーの単独の裁量において修正されるものを含みます。）は、アンビット・エナジーの独立コンサルタント契約（以下「コンサルタント契約」といいます。）に記載しており、その重要な一部となります。この方針および手続において「本合意」という用語が使用される場合、その用語は、アンビット・エナジーのコンサルタント契約、方針および手続、およびアンビット・エナジーの報酬プランの全体を指します。これらの文書はアンビット・エナジーのコンサルタント契約

（現行のものおよびアンビットにより後日変更されたものを含みます。）および、その付属書類として一体となっています。コンサルタントはその責任において、これら方針および手続の最新版を読了して理解し、それを遵守し、また自身が確実に最新版の内容につき了解しそれに従って業務を行う必要があります。また、新規コンサルタントの登録を行う際やスポンサーとなる際には、コンサルタントはその責任において、コンサルタント候補に対しアンビット・エナジーの概要書面、方針および手続、およびアンビット・エナジーの報酬プラン（これらの最新版を含みます。）を、コンサルタント契約の締結前および特定商取引に関する法律（以下「特商法」といいます。）に定められた義務をコンサルタントが遂行する前に提供するようにしなければなりません。

2.2：本方針の目的：アンビット・エナジーはコンサルタントを通じエネルギー供給サービスのマーケティングを行うダイレクト セリング会社です。アンビット・エナジーの成功は、当社のビジネス オポチュニティとエネルギー サービスのマーケティングを行う者の誠実さにかかっていることを理解することが重要です。コンサルタントとアンビット・エナジーとの関係を明確に定義し、許容される業務行動に関する基準を明示的に定めるため、アンビット・エナジーは本合意を策定しています。

コンサルタントによってはこうした行動基準の多くについてまだ精通していない場合もあるため、本合意をよく読みそれに従うことが非常に重要です。本書の記載内容を十分に読み理解してください。本書には、独立事業者としてのコンサルタントと当社との関係が説明されており、本書は当該関係を規律するものです。各方針やルールに関して質問がある場合、遠慮なくアンビット・エナジーのコンサルタント サポートにご連絡ください。コンサルタント サポートの連絡先は概要書面およびコンサルタント契約に記載されています。

2.3：本合意の変更：国および地方自治体の法令ならびにビジネス環境は周期的に変更され、また変化するため、アンビット・エナジーは特定負担として指定されている費用等を含む本合意を自身の単独かつ絶対的な裁量で修正する権利を留保しています。コンサルタント契約を締結することで、コンサルタントは、アンビット・エナジーが該当法令により認められた範囲で行うすべての修正または変更に従うことに同意します。下記の9.2.2号に関する修正または廃止を除き、アンビット・エナジーによる変更または修正に対し、コンサルタントが合意することにより当該修正が発効するものとします。修正の通知は、アンビット・エナジーの公式資料で公表され、コンサルタントの合意を経て拘束力を有するコンサルタント契約の一部となります。コンサルタントが変更や修正に同意しない場合には、コンサルタント契約はアンビット・エナジーの単独の裁量により解除できるものとします。

上述のとおり、アンビット・エナジーは9.2.2号をその変更または修正に対するコンサルタントの同意を得たうえで修正または廃止することができます。ただし、アンビット・エナジーが修正日の時点ですでに通知を受けている紛争には当該修正は適用されないものとし、9.2.2号の廃止は、廃止にかかる適切な通知がコンサルタントに対しなされてから10日を経過するまで、または廃止日以前に生じた紛争に関しては効力を有しないものとします。当社は、すべてのコンサルタントに対し、(1) 当社の公式ウェブサイトへの掲示、(2) 電子メール（Eメール）、(3) 当社の定期刊行物への同梱、(4) 特別郵送、(5) アンビット・エナジーが提供するコンサルタント向けのビジネス サポート ツール（PowerZone）への掲示、のいずれか1つ以上の方法において、修正された条項の完全な写しを提供または利用できるようにするものとします。

2.4：遅延：アンビット・エナジーは、自身が合理的にコント

ルールできない事情により、その義務の履行が業務上不可能となった場合には、自身の義務履行の遅延または不履行につき責任を負わないものとします。かかる事情には、ストライキ、労働争議、暴動、戦争、火災、死亡、当事者のサプライラインの削減、または政府の法令もしくは命令が含まれますがそれらに限定されません。

2.5：方針および手続の可分性：本合意（その現行版および修正版を含みます。）の条項が何らかの理由で無効または履行不可能であることが判明した場合、当該条項の無効な部分のみが本合意より分離され、残りの条項は引き続き完全に有効であるものとします。分離された条項またはその一部は、可能な限り条項の目的を反映するよう改定されるものとします。

2.6：権利放棄：当社は、本合意および業務に適用される法令の遵守を求める権利を決して放棄しません。アンビット・エナジーが本合意における権利または権限を行使しない、または本合意における義務または条項の厳格な遵守をコンサルタントに求めない場合で、本合意の条項に抵触する両当事者の慣習や慣行がない場合でも、本合意の厳格な遵守を要求するアンビット・エナジーの権利が放棄されたことにはならないものとします。アンビット・エナジーによる権利放棄は、当社の権限のある役員による書面でのみ有効になります。コンサルタントによる特定の違反についてアンビット・エナジーによる権利放棄があったとしても、以降の違反に関してアンビット・エナジーが有する権利に影響を与えず、また権利を損なうものではなく、またその他のコンサルタントの権利または義務にいかなる影響も与えないものとします。また、アンビット・エナジーにおいて違反から生じる権利の行使が遅延し、または行使をしない場合、その遅延や権利不行使は当該違反または以後の違反に関するアンビット・エナジーの権利に影響を与えず、また当該権利を損なうものではありません。コンサルタントがアンビット・エナジーに対し請求または請求原因となる事実を有していることは、本合意の規定または条項の履行をアンビット・エナジーが請求することに対する抗弁にはならないものとします。

2.7：著作権：アンビット・エナジーのコンサルタントは、追加の対価または報酬なしに、アンビット・エナジーの商品およびサービスまたはアンビット・エナジーのコンサルタントのビジネス オポチュニティに関連して作成・使用されるマーケティングもしくは販促用資料において、自身の氏名および声、画像、肖像、パーソナリティのすべての属性（それらの全部または一部）が使用されること、およびそうしたマーケティングまたは販促用資料のそれぞれは本合意の目的において「著作物」と見なされることに同意するものとします。コンサルタントは、当該著作物に対し自身が有し得る著作権に関する一切の請求権、ならびに、当該著作物につき、いかなる目的であれ、現在既知または未知のあらゆる媒体または形式で、当該著作物を使用、印刷、制作、公開、複写、表示、公演、展示、転送、放送、頒布、マーケティング、広告、販売、貸与、ライセンス供与、譲渡、修正、および派生的著作物の作成を行う、全世界における永続的な独占的権利を、アンビット・エナジーに対し取消し不能な形で譲渡するものとします。コンサルタントは、当該著作物を確認または承認する権利を放棄します。コンサルタントは、アンビット・エナジー、その法的代表者および譲受人、アンビット・エナジーに授權されて行動する者、アンビット・エナジーが他者に代わり行動する場合の当該他者を、名誉毀損、中傷、プライバシーの侵害、肖像権の侵害、侮辱、商標権の侵害、および著作権の侵害にかかる請求を含むがそれらに限定されないところの、この合意または当該著作物に基づく、またはそれから生じる、現在既知または未知の、法令上のあらゆる種類のすべての請求、訴因、および責任について補償し、かつ、免責するものとします。この合意は、コンサルタントの相続人および承継人、代表者、譲受人を拘束するものとします。

2.8：雑誌データおよび著作物における権利：SUCCESS FROM HOME JAPAN誌の作成、開発および刊行に関連して、アンビット・エナジーが使用、開発あるいは費用を負担する、またはアンビット・エナジーの利益となるところの、あらゆる資料、および当該資料に関連するすべての文書、当該資料および文書が保存される媒体（テープおよびディスク、その他のステージ

メディアを含みます。）、その他の関連資料の権利、権原および利益はすべてアンビット・エナジーに帰属します。コンサルタントが所有しまたは権利を有するSUCCESS FROM HOME JAPAN誌にかかる完全かつ独占的な権利および所有権、およびSUCCESS FROM HOME JAPAN誌に関するすべての関連する商標権および著作権、ならびにSUCCESS FROM HOME JAPAN誌に関するその他の財産権は、本合意の締結日においてアンビット・エナジーに帰属し譲渡されるものとします。アンビット・エナジーの事業のマーケティングのために認められた場合を除き、コンサルタントは、SUCCESS FROM HOME JAPAN誌を構成するデータおよび著作物にかかる権利または所有権、権原、またはSUCCESS FROM HOME JAPAN誌について直接関連する商標権または著作権、その他の財産権にかかる権利または所有権、権原を保持しないものとします。各当事者は、アンビット・エナジーが希望するところのすべての使用目的において、すべてのSUCCESS FROM HOME JAPAN誌を構成するデータおよび著作物ならびにそれにかかるすべての権利は、アンビット・エナジーに対し全体として譲渡されており、また本条項によりアンビット・エナジーがライセンスまたはフランチャイズ権を与えたとみなされないことに同意します。

第3条：コンサルタントとなるには

3.1：コンサルタントになる要件：アンビット・エナジーのコンサルタントになるには、次の要件を満たす必要があります。

3.1.1：年齢が20歳に達していること。

3.1.2：米国、米国の海外領土または日本に居住している日本国籍の者であること。（外国籍の場合には、日本で紹介販売事業を営むことができることを示す書類を保有していること。同書類とは、在留カードおよび特別永住者証明書等をいう。）

3.1.3：アンビット・エナジーとの間のコンサルタント契約を締結済みであること。

3.1.4：コンサルタントのビジネス サポート ツールであるPowerZoneアカウントにおいて、必要な資格認定手続を完了すること。（これには、資格認定ビデオを視聴し、ビデオで説明された内容に関するテストに合格することが含まれる。）

3.2：サービスの申込みは不要：コンサルタントになるためにアンビット・エナジーのサービスを申し込む必要はありません。

3.3：他の者による登録にかかる初期費用およびパーソナルウェブサイト使用料の支払い：アンビット・エナジーは、登録手続においてその氏名を記入した者以外による、初期費用またはパーソナル ウェブサイト使用料の支払いを厳禁します。コンサルタントは、コンサルタント候補に対し、初期費用またはパーソナル ウェブサイト使用料の支払いのために金銭を貸与または立替えしてはならず、またはいかなる払い戻しに関する約束もしてはなりません。

3.4：コンサルタントの利益：コンサルタント契約がアンビット・エナジーにより受理されると、当該新規コンサルタントは報酬プランおよびコンサルタント契約における便益を享受することができるようになります。この便益には、以下が含まれます。

3.4.1：アンビット・エナジーのエネルジー サービスを販売する（媒介を行う）権利

3.4.2：アンビット・エナジーの報酬プランに参加する（対象となる場合にボーナスとコミッションを受け取る）権利

3.4.3：アンビット ビジネスに参加する他のコンサルタントをスポンサーし、それによりマーケティング組織を構築し、アンビット・エナジーの報酬プランにおいて自身を昇格させる権利

3.4.4：アンビット・エナジーの定期刊行物およびその他のアンビット・エナジーからの連絡を受領する権利

3.4.5：アンビット・エナジーが主催するサポートやサービ

ス、研修、士気向上や表彰のためのイベントに、適切な料金（該当する場合）を支払って参加する権利

3.4.6：アンビット・エナジーがコンサルタント向けに主催する販促およびインセンティブの付与を目的としたコンテストやプログラムに参加する権利

3.5：コンサルタントのアンビット・エナジー ビジネスの期間

および更新：コンサルタント契約は、(a) コンサルタントが自身のコンサルタント契約を任意に解約した場合、(b) 強制的にコンサルタント契約が解約された場合、または (c) 非アクティブであるためにコンサルタント契約が解約された場合を除き、継続して効力を有します。

3.6：処理手数料：アンビット・エナジーは、当社により処理される支払いに対する手数料をその単独の裁量において請求する権利を留保します。

3.7：反社会的勢力の排除：コンサルタントは、以下のいずれかに該当する者でなかったこと、および将来にわたってもこれらに該当しないことを表明し、これを保証するものとします。

- (1) 反社会的勢力の者
- (2) 反社会的勢力が運営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
- (3) 不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有する者
- (4) 反社会的勢力への資金提供または同様の行為を通じて、反社会的勢力の維持運営に協力し、これに関与する者
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係にある者

当社は、コンサルタントが前項の表明および保証に違反した場合、何らの通知を要することなく本契約を解除し、かかる解除に起因または関連して発生する損害を請求する権利を有するものとします。この場合、コンサルタントは、当社に対する一切の債務の期限の利益を失い、ただちにかかる債務を弁済または履行しなければなりません。

第4条：アンビット・エナジー ビジネスの遂行

4.1：アンビット・エナジーの報酬プランの遵守：コンサルタントは、アンビット・エナジーの報酬プランの条項に従わなければならない。コンサルタント候補やダウンラインのコンサルタントに対し報酬プランに記載されたもの以外の追加の報酬を提供してはなりません。コンサルタントは、アンビット・エナジー以外の会社またはコンサルタントにより所有されまたはライセンスが与えられているマーケティングまたはダイレクト セリングのシステム、プログラム、方法により、またはそれらを組み合わせ、アンビット ビジネスの機会を提供しないものとします。コンサルタントは、他のコンサルタントもしくはコンサルタント候補に対し、概要書面またはコンサルタント契約に記載されたものとは異なる方法で、アンビット・エナジーに参加することを求めたり勧めたりしないものとします。コンサルタントは、他のコンサルタントもしくはコンサルタント候補に対し、アンビット・エナジーのコンサルタントになるにあたり、正式なアンビット・エナジーの契約書類以外の契約を締結することを求めたり勧めたりしないものとします。

4.2：追加の特定負担の禁止：コンサルタントは、他のコンサルタントもしくはコンサルタント候補に対し、アンビット・エナジーの報酬プランに参加するために、概要書面およびコンサルタント契約においてアンビット・エナジーが必要と特定した購入または支払い以外に、いかなる個人または他の事業体からの購入またはそれらに対する支払いを求めたり勧めたりしないものとします。

4.3：広告および勧誘：すべてのコンサルタントは、アンビット・エナジーおよびそのエネルギー サービスの良い評判を守り広めるものとします。アンビット・エナジー、アンビット ビジネスの機会、報酬プラン、アンビット・エナジーのエネルギー サービスのマーケティングおよび販促は、公共の利益に沿ったものとし、非礼、欺瞞的、誤導的、非倫理的、不道徳な行動または行為とならないようにしなければなりません。

4.3.1：勧誘を行うに際して：コンサルタントは、コンサルタント契約を締結させまたは顧客として申し込ませるために、相手を威嚇または困惑させてはなりません。新規コンサルタント候補を勧誘する際に、または情報を顧客に提供するにあたり、コンサルタントは、以下およびその他の事実に関して、故意に事実を告げず、または虚偽の表明を行ってはなりません。

- (1) 商品（低圧顧客に対する電力サービス）の種類および品質
- (2) 特定負担
- (3) 契約解除（クーリングオフを含む。）
- (4) 特定利益（ボーナスおよびコミッション）
- (5) 取引の当事者の意思決定に影響を及ぼす他の重要な事項

コンサルタントは、コンサルタント契約の勧誘が目的であることを秘して、新規コンサルタント候補に営業所、代理店その他事務所以外の場所で声をかけまたは電話、郵便、ファックス等で呼び出し、当該新規コンサルタント候補をホテルの部屋や会議室等一般に立ち入ることができない場所において勧誘をしてはなりません。かかる行為は特商法に違反し、同法の下で処罰の対象となります。

コンサルタントは、未成年者、学生、公務員および制限行為能力者を勧誘してはなりません。

コンサルタントは、すでに「これ以上アンビット・エナジーからの情報は不要である」、「アンビット・エナジーのエネルギー サービスの顧客となる意向はない」、あるいは「コンサルタントになる意向はない」と表明した者に対しては、一定の間隔を開けずに繰り返して勧誘してはなりません。

4.3.2：当社制作の広告資料のみの使用：アンビット・エナジーのエネルギー サービス、およびアンビット ビジネスの機会を宣伝するには、コンサルタントは、PowerZoneにおいて使用または購入できるところの販売ツールおよびサポート資料、または書面でアンビット・エナジーに提出し承認を得たツールや資料を使用しなければなりません。よって、コンサルタントは、アンビット・エナジーのサービスまたはビジネスの販促において、独自の文書や広告、販売支援ツール、販促資料、ウェブページ（ただし、事前に書面でアンビット・エナジーに提出し使用につき書面で明確な承認を得た場合を除きます。）を使用してはなりません。

4.3.3：コンサルタントのパーソナル ウェブサイト：アンビット・エナジーのすべてのコンサルタントは、アンビット・エナジーのパーソナル ウェブサイトの利用を申し込むことができます。アンビット・エナジーのパーソナル ウェブサイトは、カスタマイズできるオンライン ストアで、アンビット・エナジーのコンサルタントがアンビット・エナジーのサービスの販促とマーケティングを行い、インターネットを介してアンビット・エナジーのコンサルタントを勧誘することができます。パーソナル ウェブサイトのアドレス (URL) およびパーソナル ウェブサイトのアドレスのすべてのサブドメインは、アンビット・エナジーが完全に所有しています。アンビット・エナジーは、そのウェブサイトの広告を制限する権利を留保し、承認された広告およびオンライン販促ツールのみが使用できます。

パーソナル ウェブサイトおよびその他の当社ウェブサイトを利用する際のソフトウェア推奨環境は、以下のとおりです。

OS：Windows

ブラウザ：Google Chrome

4.3.4：独自に制作されたウェブページ：アンビット・エナジーはコンサルタントに対し、アンビット ビジネスの機会およびアンビット・エナジーのエネルギー サービス、およびアンビット・エナジーの指定ウェブサイトの宣伝という目的に限り、承認済みの広告をインターネット上に載せることを許可します。ただし、当該広告またはリンクが掲載されたウェブページ（またはそのウェブサイトにリンクするURL）は、

アンビット・エナジーのその単独の裁量において、わいせつまたはポルノ、その他アンビット・エナジーの評判を損なうものであると判断されるものであってはなりません。加えて、アンビット ビジネスの機会およびアンビット・エナジーのエネルギー サービス、アンビット・エナジーの指定ウェブサイトの広告に使用するウェブサイトのURLには、Ambit Energy Marketing, LLCを含む他者が保有する財産権を侵害するような商標権またはサービスマーク、著作権であるものが含まれてはなりません。承認済み広告には、PowerZoneを通じアンビット・エナジーのコンサルタントが利用できる広告ツールのみが含まれます。アンビット・エナジーは、アンビット ビジネスの機会またはアンビット・エナジーのサービス、アンビット・エナジーのウェブサイトのアドレス (URL)、アンビット・エナジーのURLのサブドメインの販促のために、未承認のオンライン広告を使用することを禁止しています。

アンビット・エナジーが提供するコンサルタントのパーソナル ウェブサイト以外のウェブサイトを通じて、アンビット・エナジーのコンサルタントがアンビット ビジネスの機会またはアンビット・エナジーの商品・サービスの注文を受けることは禁止されています。

4.3.5 : アンビット・エナジーのウェブサイトへのリンク : コンサルタントには、自身のストアサイトを指定する、アンビット・エナジーが提供したサブドメインへのハイパーリンクを作成する、限定的かつ非独占的権利が認められますが、当該リンクにはアンビット・エナジーおよび関連会社の両方もしくはその一方、またはそれらの商品およびサービスが、虚偽または誤解を招く、あるいは侮蔑的その他中傷的な方法で記載されているはなりません。またコンサルタントは、サブドメインが自身、またはその他アンビット・エナジー以外の者が運営するサイトのものであるかのような印象を与えてはなりません。コンサルタントの上記の限定的な権利は、いつ何時でも取り消され得ます。フレームまたはフレーム技術により、アンビット・エナジーまたはその関連会社の商標またはロゴ、このウェブサイトにある画像および、ページまたはページに含まれるフォームのレイアウトおよびデザインのテキストのコンテンツを含む専有情報を、アンビット・エナジーの書面による明示的な同意なしに取り込むことはできません。上記の場合を除き、アンビット・エナジーのコンサルタントには、アンビット・エナジーまたはその関連会社（総称して「アンビットグループ」といいます。）、第三者の特許権または商標、著作権その他保有する権利が移転するものではありません。

4.3.6 : ドメイン名 : コンサルタントは、アンビットグループの商号または商標、サービス名、サービスマーク、商品名、社名、それらから派生した名称（その判断はアンビット・エナジーの単独の裁量においてなされるものとします。）をインターネットのドメイン名として使用または登録を試みることはできません。

4.3.7 : 商標の使用等 : アンビット・エナジーは、コンサルタントを含むいかなる者に対しても、アンビット・エナジーの書面による事前の許可なくして、アンビット・エナジーの商号、商標、デザイン、または営業の象徴となるものを使用することを認めません。コンサルタントは、アンビット・エナジーの書面による許可なしに、販売または配布を目的として、印刷物、研修またはマーケティング用ビデオ、ウェブサイトまたはその他の販促ツールを制作することや販売または個人利用を目的として、上記を複製してはなりません。

4.3.8 : キーワード広告 : コンサルタントは、アンビットグループ、またはアンビットグループの競合企業、北海道電力、東京電力、東北電力、北陸電力、中部電力、関西電力、中国電力、四国電力および九州電力の商標もしくは、アンビット・エナジーの独自の判断において、わいせつまたはポルノ、その他アンビット・エナジーの評判または事業を損なうと判断したその他のキーワードを使用してキーワード広告を行うことはできません。

4.3.9 : メディアおよびメディア関連の問い合わせ : すべてのメディア関連の活動に関しては、アンビット・エナジーの広報部門 (mediarelations@ambitenergy.co.jp) を通じ調整を行わなければなりません。メディアから接触のあったコンサルタント、またはメディアとの接触を希望するコンサルタントは、実際に行動をとることと声明を發表することの両方またはいずれか一方の前に、まずアンビット・エナジーの広報担当者に連絡しなければなりません。テレビおよびラジオ、活字メディアとのやり取りは、事前にアンビット・エナジーより書面による承認を得た場合を除き禁止されます。

4.3.10 : 不招請の郵便またはEメール : アンビット・エナジーはコンサルタントが、不招請の業務上の郵便物またはEメールを送付、送信することを認めていません。ただし、当該の郵便またはEメールが、適用される法律および規則（特商法を含みますがそれに限定されません。）を厳格に遵守している場合はその限りではありません。受信者から事前の同意を得ていないEメール広告は禁止されています。アンビット・エナジーまたはアンビット ビジネスの機会、アンビット・エナジーのエネルギー サービスの販促のために、コンサルタントが送付、送信する郵便またはEメールは、以下の点を遵守しなければなりません。

- 差出人の有効な返信先の住所またはEメールアドレスが記載されていないはなりません。
- 差出人の有効なEメールの返信先アドレスへの返信により、今後Eメールでの勧誘や通信を送付しないよう求めることができる旨を記した受信者宛の通知（有効な「オプトアウト」の通知）がEメールに含まれていないはなりません。
- 郵便またはEメールに、コンサルタントの実際の郵送先住所（架空ではない、現実のもの）が含まれていないはなりません。
- 郵便またはEメールにおいて、メッセージは広告または勧誘であると明確かつ目立つように記載しなければなりません。
- 誤導的な見出し、件名、虚偽のヘッダー情報のすべてまたはいずれか、の使用は禁止します。
- すべてのオプトアウトの要請は、Eメールまたは通常の郵便で受信、受領したか否かによらず尊重しなければなりません。

4.3.11 : 不招請のファックス : 本項に記載する場合を除き、コンサルタントは、自身のアンビット ビジネスの遂行に関して、不招請のファックスを使用または送信、または自動電話ダイヤル システムを使用することはできません。「自動電話ダイヤル システム」という用語は、(a) 無作為または連続する番号の作成装置を使用して電話番号を保存または作成し、(b) 当該番号をダイヤルする能力を有する装置を意味します。「不招請のファックス」という用語は、アンビット・エナジーまたはそのエネルギー サービス、報酬プラン、その他当社につき広告または販促を行う資料または情報を、ファックスにより送信することを意味します。

4.3.12 : テレマーケティングの手法 : コンサルタントは、アンビット・エナジーのビジネスを行うにあたって、テレマーケティングを行ってはならず、または外部のテレマーケティング業者に委託してテレマーケティングを行ってはなりません。「テレマーケティング」という用語は、アンビット ビジネスの機会またはアンビット・エナジーのエネルギー サービスに対する関心を喚起することを意図して、個人または家庭に宛てて1回もしくは複数回の電話または携帯電話メッセージの送信を行うことを意味します。コンサルタント候補や見込み顧客への「勧誘の電話」または携帯電話メッセージの送信は禁止されています。ただし、見込み顧客またはコンサルタント候補（以下「候補先」といいます。）への電話や携帯電話メッセージの送信は、次の場合には認められます。

- コンサルタントがその候補先と確立された業務上の関係性を

築いている場合。「確立されたビジネス関係」とは、候補先に商品またはサービスの購入もしくはアンビット・エナジーのビジネスへの登録を促すための電話をかけた日から直近18か月以内において、当該候補先がコンサルタントから物品またはサービスの購入、賃借、リースを行い、もしくは候補先とコンサルタントとの間の金銭取引があった場合の、コンサルタントと候補先との間の関係を指します。

- コンサルタントが提供するサービスに関して、勧誘の電話に先立ち3か月以内に候補先から（すでに）個人的な問い合わせまたは申込みをコンサルタントが受けていた場合。
- コンサルタントが電話することを承認する署名付きの書面による許可を、コンサルタントが候補先から得ている場合。当該承認には、コンサルタントが電話することが認められている電話番号が指定されていなければなりません。
- コンサルタントは家族や個人的な友人、知己の者に電話することができます。「知己の者」とは、少なくとも過去3か月以内に、直接に関係を有している人物です。

4.3.13：戸別訪問によるマーケティング：コンサルタントが、アンビット・エナジーのコンサルタントとしてのビジネスに関連して、戸別訪問によるマーケティングを行うことは禁止されています。

4.4：第三者のサプライヤーとの契約：第三者のサプライヤーを使用して、自身のアンビット・エナジーのビジネスの広告およびマーケティングの両方またはその一方に関連するサービスを提供することは禁止されていませんが、すべてのサプライヤーならびに彼らが作成するマーケティングおよび広告の内容については、その使用に先立ちアンビット・エナジーが書面により承認する必要があります。

4.5：ボーナス購入の禁止：ボーナス購入は厳格かつ絶対に禁止されています。「ボーナス購入」には、(a) 個人または事業体の登録において、コンサルタント契約について知らせず、またはそれを締結しないまま登録すること、および (b) コンサルタントまたは顧客として個人または事業体が不正に登録・申込みをすること、(c) コンサルタントまたは顧客として、存在しない個人または事業体（「架空の人格」）に登録・申込みをすること、またはしようとする、(d) コミッションまたはボーナスを得るため、別のコンサルタントまたは顧客に代わり、または別のコンサルタントまたは顧客のID番号で初期費用を支払うこと、またはアンビット・エナジーのエネルギーマーケティング サービスを申し込むこと、(e) 実際のエンドユーザーである顧客によるエネルギーマーケティング サービスの真正な申込みまたはコンサルタントの真正な登録ではないところの、昇格またはインセンティブ、賞品、コミッション、ボーナスの資格を得るためのその他の仕組みまたは戦略、が含まれます。

4.6：業務を行う主体について：

4.6.1：法人：法人として新規コンサルタントになる、または法人ステータスを変更するには、コンサルタントはアンビット・エナジーに対し以下を提出しなければなりません。

- 法人の授権された役員が個人名で登録したコンサルタント番号
- 法人の定款および全部事項証明書の写し
- (1) 法人の発行済み株式の5%を超えて保有する各株主、(2) 法人の各役員、および (3) 法人の各取締役、の氏名および住所
- 法人がコンサルタント契約を締結することを承認する取締役会等の決議の写し
- 法人の業務および営業を担当する者として、20歳以上の者を1名指名するところの、法人からの指名書

アクティブなコンサルタントが個人コンサルタントから法人コンサルタントへのステータス変更を希望する場合、コンサルタントはPowerZoneを通じオンラインにて入手可能な譲渡・移転申請書類を使用しなければなりません。

ただし、法人コンサルタントとして申請を行っている法人の株主および役員、取締役が、コンサルタント契約の締結以前6箇月の間に、(1) 個人、(2) 組合コンサルタントの組合員、(3) 別の法人コンサルタントの株主、役員、または取締役、または (4) 信託コンサルタントの受託者または受益者として、アンビット・エナジーのコンサルタントを務めていた場合には、上記申請は認められません。

4.6.2：組合：組合として新規コンサルタントになる、または組合ステータスを変更するには、コンサルタントは、アンビット・エナジーに以下を提出しなければなりません。

- 締結済みのコンサルタント契約
- 全組合員が締結したところの組合契約の写し
- 各組合員の氏名および住所
- アンビット・エナジーとのコンサルタント契約を締結することへの当該組合の同意の写し
- 組合の業務を担当する当事者として20歳以上の者を1名指名する、組合からの指名書

アクティブなコンサルタントが、個人コンサルタントから組合コンサルタントへのステータス変更を希望する場合、当該コンサルタントはPowerZoneを通じオンラインで入手可能な譲渡・移転申請書類を使用しなければなりません。

組合コンサルタントとして申請を行っている組合の組合員のいずれかが、コンサルタント契約の締結以前6箇月の間に、(1) 個人、(2) 別の組合コンサルタントの組合員、(3) 法人コンサルタントの株主もしくは役員、取締役、または (4) 信託コンサルタントの受託者もしくは受益者として、アンビット・エナジーのコンサルタントを務めていた場合には、上記申請は認められません。

4.6.3：信託：信託として新規コンサルタントになる、またはコンサルタントのステータスを信託に変更するには、コンサルタントは、アンビット・エナジーに以下を提出しなければなりません。

- 信託のすべての受託者によって締結されたコンサルタント契約
- 信託契約の完全な写し
- すべての受託者および受益者の氏名および住所
- 信託の業務および営業を担当する当事者として20歳以上の者を1名指定する、受託者からの指名書

アクティブなコンサルタントが、個人コンサルタントから信託コンサルタントへのステータス変更を希望する場合、当該コンサルタントはPowerZoneを通じオンラインで入手可能な譲渡・移転申請書類を使用しなければなりません。

コンサルタント信託として申請している信託の受託者または受益者のいずれかが、信託コンサルタント契約の締結以前6箇月の間に、(1) 個人、(2) 組合コンサルタントの組合員、(3) 法人コンサルタントの株主、役員、または取締役、(4) 別の信託コンサルタントの受託者または受益者として、アンビット・エナジーのコンサルタントを務めていた場合には、上記申請は認められません。

4.6.4：事業体の譲渡によるスポンサーの無変更：（アンビット・エナジーのビジネスの譲渡・移転に関する）4.27項の不遵守・回避を防止するため、組合員、株主、メンバー、その他の事業体の関係者が事業体に追加された場合、元の申請者が引き続き、コンサルタント契約の当事者でなければなりません。元のコンサルタントが当社との関係の終了を望む場合、そのコンサルタントは4.27項に従い自身の業務を譲渡しなければなりません。このプロセスに従わない場合には、元のコンサルタントの脱退によりコンサルタント契約は解約されるものとします。すべてのボーナスおよびコミッションは、元のコンサルタントが指定していた銀行口座に支払われます。

本項の範囲内で認められる変更には、スポンサーの変更は含まれないことに注意してください。スポンサーの変更

は、4.7項に規定しています。

4.7 : コンサルタントスポンサーの変更 : すべてのマーケティング組織の整合性および全コンサルタントの多大な努力を守るため、アンビット・エナジーはスポンサーの変更を禁止しています。スポンサーの整合性を保つことは、すべてのコンサルタントおよびマーケティング組織が成功するために不可欠です。よって、アンビット・エナジーのコンサルタントビジネスをあるスポンサーから別のスポンサーへ譲渡することは、新しいスポンサーを求めているコンサルタントが任意に自身のアンビット・エナジーのビジネスを解約し、当該解約時から6か月を経過した場合を除き、認められません。6か月間活動がなかった後、その元コンサルタントは、新たなスポンサーの下で再度申請を行うことができます。不適切なスポンサーの変更が行われた場合、アンビット・エナジーはダウンライン組織についての最終的な処分を決定する単独かつ排他的な権利を留保します。不適切にスポンサーが変更された組織で構築されたダウンラインの適切な配置を巡る争いを解決することは、多くの場合極めて困難です。よって、コンサルタントは、スポンサーの系列が不適切に変更された組織の下で作られるダウンライン組織の処分にかかるアンビット・エナジーの決定に関連する、または決定から生じる、アンビット・エナジーに対するすべての請求を放棄します。

4.8 : 顧客スポンサーの変更 : すべてのマーケティング組織の整合性および全コンサルタントの多大な努力を守るため、アンビット・エナジーは顧客のスポンサーの変更を禁止しています。スポンサーの整合性を保つことは、すべてのコンサルタントおよびマーケティング組織が成功するために不可欠です。よって、アンビット・エナジーの顧客をあるスポンサーから別のスポンサーに移転させることは認められません。申込みの過誤による場合のみが上記原則の例外であり、これらの例外はアンビット・エナジーの単独の裁量によって認められます。アンビット・エナジーは、不適切な顧客申込みを拒否する権利を留保します。

4.9 : 許容されない主張 :

4.9.1 : 補償 : コンサルタントは、正式なアンビット・エナジーの資料に明示的に含まれていないアンビット・エナジー、アンビット ビジネスの機会およびアンビット・エナジーのエネルギー サービスに関する自身の口頭および書面での声明のすべてに、全面的に責任を負います。コンサルタントは、アンビットグループ、その株主、取締役、役員、従業員を、本合意に違反する自身の行為の結果として生じる、弁護士費用を含むすべての請求、損害および費用について補償し、責任を負担させないことに同意します。

4.9.2 : 収入に関する主張 : コンサルタントがアンビット・エナジー ビジネスを構築することにより得られる報酬は、各人により費やされた時間および努力といった多くの要因により、それぞれ個人で大幅に異なるものです。よって、コンサルタント候補をアンビット・エナジーに参画させるために個人の収入や利益について表明することは許可されていません。適切な免責の文言を伴った例を示し、コンサルタントが使用を認められている潜在的収入に関するプレゼンテーションは、アンビット・エナジー ビジネス プレゼンテーションのみです。

4.9.3 : エネルギー サービスにかかる節約またはその他の主張 : コンサルタントは、アンビット・エナジーにより事前に承認されたマーケティング資料に記載されていないまたは申込み時において顧客に提供した書類に記載されていないところの、アンビット・エナジーのエネルギー サービスまたは潜在的な節約にかかる請求を主張することはできません。もしコンサルタントがアンビット・エナジーの顧客でもある場合には、自身の実際のアンビット・エナジーのエネルギー請求書の写しを例として見込み顧客に交付することができます。

4.9.4 : 顧客の申込手続が未完了である場合、アンビット・エナジーはその顧客のサービス切替申請手続を開始しません。サービス切替申請の手続は、顧客の申込手続が完了し

た後に開始されます。

4.9.5 : 二次的連絡先 : コンサルタントは、コンサルタントが申し込む家庭用または商業用顧客契約に二次的な連絡先として追加されることを厳禁されています。

4.10 : 見本市および展示会、その他の販売フォーラム : コンサルタントは、見本市および専門家向け展示会で、アンビット・エナジーのエネルギー サービスを展示または販売またはその両方を行うことができます。イベントの主権者に対し預託金を支払う前に、コンサルタントはアンビット・エナジーのマーケティング部門 (fieldcompliance@ambitenergy.co.jp) に対し、書面により条件付きの承認を求めなければなりません。

4.11 : 利益相反・活動の制限 : アンビット・エナジーは非常に競争の激しい事業に従事しており、多くの時間と資源を費やしてその保有する機密情報を作成し、コンサルタントや顧客、取引先、その他と営業上の信用を築いてきました。コンサルタントがアンビット・エナジー関連のビジネスで成功するか否かは、アンビット・エナジーが作成したこうした機密・保有情報や営業上の信用にかかっている部分もあります。自身の機密・保有情報を保護し営業上の信用が損なわれることを防ぐことについてアンビット・エナジーは正当な業務上の利益を有しており、その観点からコンサルタントは本4.11項に規定される特定の活動に従事することを禁止されています。

ダイレクト セリング事業モデルは、日本全国および国外に広範にまたがる独立契約業者のネットワークを通じて行われ、通常こうした事業はインターネットおよび電話を通じて行われるため、4.11項に規定される制限の地理的適用範囲を狭く解釈することは無効です。よって、こうした制限は、日本において、または日本に向けて行われるコンサルタントの活動に適用されます。

4.11.1 : アンビット・エナジーのコンサルタント契約期間中の活動 : アンビット・エナジーのコンサルタント契約の期間中、コンサルタントは (他の者または事業体を通じて、またはそれらに代わり行動する場合を含みます。) 直接または間接的に、(a) アンビット・エナジーが書面で特に指定または承認した以外の者または事業体を通じて、アンビット・エナジーが提供するエネルギー サービスまたはその他の商品販売することまたは販売を勧誘すること、(b) 他の連鎖販売取引、ネットワーク マーケティングまたはダイレクトセリングへ参加すること、もしくは(c) その他の連鎖販売取引、ネットワーク マーケティングまたはダイレクトセリングへ、アンビット・エナジーのコンサルタントまたは顧客を、登録または申込みするよう勧誘すること、またはそれらから商品を購入またはサービスを申し込むよう勧誘すること、を行ってはなりません。この「勧誘」とは、いかなる手段または方法によりスポンサー、勧誘、申込み、奨励、あるいは他の方法で影響を与え、もしくは上記のいずれかを行うとすることを意味します。

なお、同一のコンサルタントがコンサルタント契約を複数締結することはできません。複数の契約が締結されていると判明した場合、アンビット・エナジーは複数締結された契約を取消す権利を留保します。

4.11.2 : アンビット・エナジーのコンサルタント契約期間後の活動 : アンビット・エナジーのコンサルタント契約が何らかの理由で解約されまたは終了してから1年間は、コンサルタントは (他の者または事業体を通じて、またはそれらに代わり行動する場合を含みます。) 直接または間接的に、(a) 他の連鎖販売取引、ネットワーク マーケティングまたはダイレクトセリングへ、アンビット・エナジーのコンサルタントを登録または申込みするよう勧誘すること、もしくはそれらから商品を購入またはサービスを申込みするよう勧誘すること (ただし当該元コンサルタント自身がアンビット・エナジー コンサルタントとしてスポンサーしたコンサルタントには、この制限は適用されません。) または (b) 元コンサルタント自身がアンビット・エナジーに申し込ませた顧客、元コンサルタントのダウンライン組織のアンビット・エナジーのコンサルタントが申し込んだ顧客、その他、元コンサルタントが、当該者がアンビット・

エナジーの顧客であること知っている顧客を、アンビット・エナジーが提供するエネルギー サービスもしくはその他の商品もしくはサービスと競合する他の連鎖販売取引、ネットワーク マーケティングまたはダイレクト セリングに登録または申込みよう勧誘すること、もしくはそれらから商品を購入しまたはサービスを申込みするよう勧誘すること、を行ってはなりません。この「勧誘」とは、いかなる手段または方法によりスポンサー、勧誘、申込み、奨励、あるいは他の方法で影響を与え、もしくは上記のいずれかを行おうとすることを意味します。

4.11.3 : 活動報告書：PowerZoneに保存されている全報告書へのコンサルタントによるアクセスは、パスワードで保護されています。すべての報告書、およびそれに含まれる情報は機密であり、アンビット・エナジーに帰属する保有情報および業務上の営業秘密となります。報告書は厳秘扱いでコンサルタントに提供され、アンビット・エナジーのビジネス構築において、それぞれのダウンライン組織とコンサルタントとの連携を支援する目的のためのみ、コンサルタントが利用することができます。コンサルタントは、ダウンライン コンサルタントの支援および動機付け、研修のために、報告書を使用してください。コンサルタントとアンビット・エナジーは、機密保持および開示禁止にかかるこの合意なくして、アンビット・エナジーは報告書をコンサルタントに提供しないことで合意します。

コンサルタントは、自身のために、もしくは他の者、組合、その他団体、会社、またはその他の事業体に代わり、以下を行わないものとします。

4.11.3.1 : 直接または間接的に、報告書に含まれる情報を第三者に開示すること。

4.11.3.2 : 直接または間接的に、自身のPowerZoneアカウントのパスワードまたはその他のアクセス コードを開示すること。

4.11.3.3 : 当該情報を、アンビット・エナジーと競合する業務のために、または自身のアンビット・エナジー ビジネスの推進以外の目的のために使用すること。

4.11.3.4 : 報告書に記載されたアンビット・エナジーのコンサルタントまたは顧客に対し、アンビット・エナジーとのビジネス関係を変えるよう勧誘すること、もしくは方法の如何を問わず、アンビット・エナジーのコンサルタントまたは優良顧客に対し、アンビット・エナジーとのビジネス関係を変えるよう勧誘または影響を及ぼすことを試みること。

4.11.3.5 : 報告書に含まれる情報を他の者、組合、その他団体、会社、またはその他の事業体に対し開示または使用すること。

当社が要求した場合には、現在または元のコンサルタントは、報告書の原本およびすべてのコピーを、当社に返却するものとします。

4.11.4 : 違反・救済：本4.11項は、アンビット グループにより履行を強制されるものです。コンサルタントが本4.11項の規定に違反した場合、アンビットグループは、将来の違反を防止する差し止めもしくは特定履行を行う権利を含む、法令上の救済を受ける権利を有するものとします。また、本4.11 項の違反があった場合、アンビットグループが有する法令における救済に加え、コンサルタントにおいては、あらゆる種類のコミッションおよびボーナス、支払いを受ける権利を含む、コンサルタントとしての権利を失うこととなります。さらに、本4.11項の違反により、アンビット グループに修復不可能な損害が生じるため、コンサルタントによる一度の違反により、アンビット グループは、将来の違反の可能性の証拠または証明を行うことなく、コンサルタントによる将来の違反行為に対する差し止めを求める権利を有します。

4.12 : 他のダイレクト セリング業者を対象にすること：アンビット・エナジーは、アンビット・エナジーのエネルギー サービス

を販売する、またはアンビット・エナジーのコンサルタントとすることを目的として、別の連鎖販売取引、ネットワーク マーケティングまたはダイレクト セリングの販売員を特定のまたは意図的に対象としているコンサルタントを許容せず、また別の連鎖販売取引、ネットワーク マーケティングまたはダイレクト セリングの販売員をコンサルタントが勧誘し、それらの企業と販売員との契約条件に違反させることを許容しません。コンサルタントがこうした活動に関与した場合、コンサルタントは当該他の連鎖販売取引またはネットワーク マーケティング業者、ダイレクト セリング業者から訴えられるリスクを負いません。コンサルタントに対し、コンサルタントが販売員や顧客を不適切に勧誘していたと主張されるところの訴訟または仲裁、調停が提起された場合には、アンビット・エナジーはコンサルタントの弁護士費用または訴訟費用等を支払わず、判決や裁定、和解につきコンサルタントを補償することはしません。

4.13 : クロス スポンサー：クロス スポンサーまたはそれを試みることは厳禁されています。「クロス スポンサー」とは、アンビット・エナジーと現在コンサルタント契約がすでにある者あるいは事業体、もしくは過去6ヶ月以内に同様の契約関係にあった者または事業体を、別のスポンサー ラインに組み込むことと定義されます。この禁止を迂回するため、配偶者または親族の氏名、商号、屋号、偽名、会社、組合、信託、法人番号、偽のID番号を使用することは禁止されています。コンサルタントは、他のコンサルタントを自身の最初のマーケティング組織に勧誘するため、他のアンビット・エナジーのコンサルタントを誹謗し、信用を失墜させ、または名誉を毀損しないものとします。ただし、本項は、4.27項に従って行われるアンビット・エナジーのコンサルタント事業の譲渡を禁止するものではありません。

クロス スポンサーが明らかになった場合、当社にただちに知らせなければなりません。アンビット・エナジーは、組織を変更したコンサルタント、およびクロス スポンサーを奨励またはそれに参加したコンサルタントの両方またはその一方に対し処分を行う場合があります。アンビット・エナジーはまた、それが公平かつ実行可能と思われる場合には、この禁止に違反しているコンサルタントのダウンラインの全部または一部を元のダウンライン組織に移転する場合があります。ただし、アンビット・エナジーにはクロス スポンサーを行ったコンサルタントのダウンライン組織を移動する義務はなく、組織の最終的な取り扱いを引き続きアンビット・エナジーの単独の裁量により決定されます。コンサルタントは、クロス スポンサーを行ったコンサルタントのダウンライン組織の処分から生じる、またはそれに関連するアンビット・エナジーに対する請求または異議を申し立てる権利を、すべて放棄するものとします。

4.14 : スラミング：アンビット・エナジーは、「スラミング」を、顧客の明確な同意を得ないまま顧客のエネルギー サービスを現在の供給事業者からアンビット・エナジーに権限なく変更することと定義しています。スラミングはアンビット・エナジーにより本項およびアンビット・エナジーの方針および手続に従って禁止されており、コンサルタントは即時解約され、支払われるべき報酬その他支払いについてその権利を失うこととなります。コンサルタントがスラミングを行ったと判断された場合には、コンサルタントは即時解約され、またそれに伴う責任・損害につき、アンビット・エナジーに対し補償し、かつ責任を負担させないようにしなければなりません。

4.15 : サプライヤーとの接触：いかなる場合も、コンサルタントはエネルギー サービスにかかるアンビット・エナジーのサプライヤー、または他のサービスについてのアンビット・エナジーのサプライヤーに、アンビット・エナジーの書面による事前の授権なしに接触することはできません。さらに、いかなる場合も、コンサルタントは、アンビット・エナジーの書面による事前の授権なしに、アンビット・エナジーに代わり、またはアンビット・エナジーのビジネスに関連して、競合するエネルギー供給業者に直接接することはできません。

4.16 : 規制当局との接触：いかなる場合も、コンサルタントは顧客に代わり、または自身のアンビット ビジネスに関連する情報を要請するため、規制当局、政府当局または消費者庁等の

当局と接触することはできません。そうした問い合わせはすべて、コンサルタント サポート宛てに行うものとします。

4.17 : 過誤または質問 : コンサルタントがコミッションやボーナス、報告書、料金について質問がある場合、またはそれらに関して過誤があったと考える場合、その過誤または問題とされる事案の発生日から30日以内に、書面でアンビット・エナジーに通知しなければなりません。アンビット・エナジーは、30日以内に報告されない過誤または不作為、問題については責任を負わないものとします。

4.18 : 政府の承認または認証 : 国および地方の規制機関および職員は、ダイレクト セリング企業を承認し、認証することはありません。よって、コンサルタントは、アンビット・エナジーまたはその報酬プランが、政府機関により「承認」または「認証」、その他認められたものである旨を表明もしくは示唆しないものとします。

4.19 : 識別番号 : すべてのアンビット・エナジーのコンサルタントには、その識別番号となりすべての連絡において使用されるところの固有の「C番号 (コンサルタント番号)」が割り当てられます。企業またはその他の法人の場合、アンビット・エナジーのC番号には、登録手続において当該コンサルタントが提供するときの、対応する法人番号が必要です。不正確な法人番号をアンビット・エナジーに提供した場合、コンサルタントは解約の対象となります。すべての識別番号は、暗号化され厳秘扱いとなります。

4.20 : コンサルタント ビジネスの命名 : コンサルタントとしての氏名は、コンサルタント契約で特定された名称により決定されます。コンサルタント ビジネスに関連して他の名称を使用することはできません。コンサルタントの名称を変更するには (配偶者名の追加または削除、姓の変更、屋号の作成、その他の名称の変更を含みます。)、譲渡・移転申請書類を使用しなければなりません。この場合、4,500円の事務費用は発生しません。コンサルタントのアカウントに表示されるもの以外の名称を使用することは厳禁されています。

4.21 : 所得税 : コンサルタントは、コンサルタントとして発生した所得について、国および地方の税金の支払を行う単独の責任を負います。コンサルタントに対して支払われるすべてのコミッションおよびボーナスには、日本の消費税が含まれます。

4.22 : 独立事業者としてのステータス : コンサルタントは独立事業者であり、フランチャイズまたはビジネスのオポチュニティの購入者ではありません。アンビット・エナジーとコンサルタントとの間の契約により、当社とコンサルタントとの間に使用者と従業員の関係、代理店、パートナーシップもしくは組合、またはジョイントベンチャーが創設されるものではありません。コンサルタントによる業務の提供は、アンビット・エナジーの従業員として提供されるものではなく、また、国税または地方税の面において給与所得者となるわけではありません。すべてのコンサルタントは、当社のコンサルタントとして得たすべての報酬につき発生する国税および地方税を支払う責任を有します。コンサルタントには、当社に義務を課す (明示的または黙示的を問わず) 権限はありません。コンサルタントは、アンビット・エナジーまたはその親会社、関連会社、子会社の従業員または関係者であることを装わないものとします。コンサルタントは、コンサルタント契約ならびに本方針および手続、適用される法律の条項に従い、自身の目標および業務時間、販売方法を定めるものとします。

アンビット・エナジーおよびアンビット・エナジーの名称、アンビット・エナジーが採用するその他の名称は、アンビット・エナジーが所有する商号および商標、サービスマークです。よって、これらのマークはアンビット・エナジーにとって大きな価値のあるものであり、明示的に承認された方法でのみ使用するためにコンサルタントに提供されます。アンビット・エナジーの名称を当社が作成したもの以外において使用することは、「アンビット・エナジー 独立コンサルタント ●● (氏名)」という場合を除き禁止されます。すべてのコンサルタントは、個人のEメールアドレスおよび個人のウェブサイト、個人の連絡先情報のみを使用して、「アンビット・エナジーの

コンサルタント」として自身の氏名を電話帳に掲載できます。コンサルタントは、アンビット・エナジーを含むアンビットグループの連絡先情報をいかなる名簿にも掲載することを禁止されています。コンサルタントは、アンビット・エナジーの名称またはロゴを使用して、電話帳に広告を掲載することはできません。コンサルタントは、「アンビット・エナジー」または「アンビット・エナジー社」と名乗り、または電話の相手にアンビット・エナジーの事務所にかけたと思わせるその他の方法で、電話に対応してはなりません。

4.23 : 法律および条例の遵守 : コンサルタントは、ビジネスの遂行において、国および地方自治体のすべての法律および規制を遵守しなければなりません。国または地方自治体の職員により、省府令や条例等が適用されると指摘された場合には、コンサルタントは誠意をもって彼らに協力し、ただちに上記省府令や条例等の写しをアンビット・エナジーのフィールド コンプライアンス部門に送付するものとします。

4.24 : 未成年 : 20歳未満の者は、アンビット・エナジーのコンサルタントになることはできません。

4.25 : 夫婦単位のアンビット・エナジー ビジネス : 各人の居住地にかかわらず、夫と妻は、単一の地位において (単一のコンサルタントとして) アンビット ビジネスを行わなければなりません。ただし、各人が共通のコンサルタントによりスポンサーされている場合、または結婚前に別のコンサルタントとしての地位を有していた場合を除きます。夫と妻は、単一のコンサルタントとして業務を行うことで、アンビット・エナジーに対し、それぞれが (1) コンサルタント契約、本方針および手続の条項に拘束され、(2) 配偶者の1名のみがコンサルタントに指定されている場合でも、配偶者のすべての行動に責任を負い、(3) コンサルタントの配偶者が、コンサルタント契約ならびに本方針および手続の両方またはその一方に違反となるような行動をとった場合、当該の違反はコンサルタントの地位に帰し、よって夫と妻の両方が責めを負う旨を理解していることをここに表明します。

4.26 : 指定されたコンサルタントのいない顧客 : スポンサーとなっているコンサルタントのみが、コンサルタントのいない顧客につき自身の顧客であると申し立てることができます。コンサルタントは、次の3つの条件すべてを満たす場合に、指定のコンサルタントのいない顧客につき自身の顧客であると申し立てることができます。(1) コンサルタントが、顧客の氏名とアンビット・エナジーの契約番号を提供できる、(2) 顧客の申込日が、コンサルタントの業務開始の7日以上前でない、および (3) 顧客のステータスがサービス切替え待ち、またはサービス提供中である。アンビット・エナジーの経営陣は、自身の裁量で、データ入力ミスやシステムのエラー、またはコンサルタントが上記条件を満たすことができない類似の事象が発生している場合に、上記の条件のすべてを満たさずともコンサルタントが顧客につき上記申し立てをすることを認めることができます。

4.27 : アンビット・エナジー ビジネスの譲渡または移転 : アンビット・エナジーが独自の選択と裁量において許可するところの事前の審査および承認に従い、コンサルタントは自身のコンサルタントの地位を個人または組合、信託、法人に譲渡または移転できます。審査および承認プロセスは、アンビット・エナジーが、そのコンサルタントとしての地位を譲渡または移転しようとしているコンサルタントから、適用される処理手数料の支払を含む、地位の譲渡・移転申請書類に記載の要件に従い必要なすべての文書を受領するまで開始されません。譲渡処理手数料は、譲渡時点におけるコンサルタントのレベルにより決定されます。

本項において移転とは、名称、法人番号の両方またはその一方の変更であって、移転の完了後にコンサルタントが自身のコンサルタントとしての地位における金銭的利益 (持分) を保持するものと定義されます。移転の例としては、ある者からその配偶者への移転や、個人から法人、信託、組合への、またはその逆の移転があります。この場合、移転する者または持分を保持する人物が、金銭的な持分を引き続き保持します。すべての

場合において、移転後においても、移転する者は金銭的な持分・所有権を保持します。移転には4,500円の移転申請処理費を支払う必要があります。

本項において譲渡とは、コンサルタントの地位を譲渡する人物が、譲渡完了後にコンサルタントの地位における金銭的持分を保持しない変更として定義されます。

アンビット・エナジーが譲渡処理手数料を請求する場合の、売り手と買い手の両方に生じる、レベルごとの譲渡処理手数料は以下のとおりです。

- マーケティング コンサルタント：4,500円
- リージョナル コンサルタント：12,500円
- シニア コンサルタント：35,000円
- エグゼクティブ コンサルタント：75,000円
- ナショナル コンサルタント：200,000円

アンビット・エナジーは、独自の選択と裁量で譲渡か移転かを決定する権利を留保します。譲渡・移転申請書類は、PowerZoneからダウンロードすることにより、オンライン上で入手できます。アンビット・エナジーは、独断で、コンサルタントの地位の譲渡または移転を否認または撤回する権利を留保します。アンビット・エナジーはまた、現在調査中のコンサルタントに関するものに対しては、コンサルタントの地位の移転または譲渡も承認しません。地位の移転または譲渡が完了した後、移転側・譲渡側であるコンサルタントは、移転または譲渡の日から6か月間、別のコンサルタントの地位で業務を行い、または金銭的な持分を有することはできません。

4.28：アンビット・エナジー ビジネスの分離：

4.28.1：離婚：単一のコンサルタントの地位でビジネスを営む夫婦が離婚する場合、アンビット・エナジーに対し(1) コンサルタントの戸籍謄本、(2) 双方が記入および署名済みの、譲渡・移転申請書類、(3) 処理費用4,500円の郵便為替、を提出しなければなりません。アンビット・エナジーが適切な書類を受領するまで、コンサルタントの地位は離婚前の帰属のままとなり、コンサルタントの地位の変更は行われません。

4.28.2：事業体の解散：事業体（信託、組合、法人など）の解散後、当該事業体を所有する者はアンビット・エナジーに対し、業務運営を引き継ぐ適任者を記した指示書を提出するものとします。この場合、4,500円の処理費が適用されるものとします。指示書には、すべての所有者、株主、パートナー、または受託者が署名し、署名には登録済みの印鑑による捺印および当該印鑑の印鑑証明書が必要です。

4.28.3：報酬あるいはダウンラインの非分割：いかなる場合においても、離婚する配偶者や解散する事業体のダウンライン組織は分割されません。同様に、いかなる場合においても、アンビット・エナジーは、離婚する配偶者または解散する事業体のメンバー間で、コミッションやボーナスの分割は行いません。アンビット・エナジーは1つのダウンライン組織しか認めず、報酬は同じ者または事業体に対し引き続き支払われるものとします。離婚または解散手続の両当事者が、報酬の処分および業務の所有権を巡る論争を適時に解決できない場合には、当社の判断において、コンサルタント契約を一方的に解約することができるものとします。

元配偶者が、離婚にともない従前のアンビット・エナジービジネスにおけるすべての当初の権利を完全に放棄した場合、その者は以後、6ヶ月を待たずに、自身が選択するスポンサーの下で自由に登録できます。事業体の解散の場合、当該事業体に対し（解散後は）何らの持分または権利を保持しない元パートナーまたは元株主、元メンバー、その他の元事業体関係者は、最終的な解散日から6ヶ月間は、コンサルタントとして再度登録することはできません。ただし、いずれの場合も、元配偶者または元事業体関係者は、前の組織のコンサルタントあるいは顧客に対し、権利を有さないものとします。

4.29：スポンサー活動：当社において違反なく良好な業務歴を有しているすべてのアクティブなコンサルタントは、その他のコンサルタントおよび顧客のスポンサーとなり、アンビット・エナジーに登録をし、申込みを行う権利を有します。見込み顧客またはコンサルタント候補はそれぞれ、自身のスポンサーを最終決定する権利があります。2名のコンサルタントが同じ新規のコンサルタントまたは顧客のスポンサーであることを主張する場合、当社は、登録の際に指定されていたコンサルタントを正式なスポンサー コンサルタントとみなします。

4.30：承継：コンサルタントが死亡または制限行為能力者となった後、その業務は承継人が引き継ぐことができます。このとき、承継が適切なことを証明するため、適切な法的文書を当社に提出しなければなりません。それに応じて、コンサルタントは、遺書またはその他遺言による承継手続のための書類を作成するため、弁護士を手配する必要があります。アンビット・エナジー ビジネスが遺書またはその他遺言により承継される場合、譲受人は、次の資格を満たす場合は、死亡したコンサルタントのマーケティング組織のすべてのボーナスおよびコミッションを受領する権利を取得します。承継人は、(1) コンサルタント契約の締結、(2) 本合意の規定および条項の遵守、(3) 死亡したまたは制限行為能力者となったコンサルタントと同等の資格保持、をすべて満たさなければなりません。

本項に従い承継されたアンビット・エナジー ビジネスのボーナスおよびコミッションは、受遺者宛てに一括して支払われず。受遺者はアンビット・エナジーに、すべてのボーナスおよびコミッションの支払いの送付先となる「登録住所」を通知しなければなりません。

ビジネスが共同受遺者に遺贈される場合、事業体を設立し、法人番号、または政府が発行する正式な納税者番号を取得しなければなりません。アンビット・エナジーはすべてのボーナスおよびコミッションの支払いを、当該事業体宛てに行います。

4.30.1：コンサルタントの死亡後の承継：上記の4.30項の遵守に加え、アンビット・エナジー ビジネスの遺言による承継を有効にするには、承継人は(1) 地方公共団体に通知した死亡証明書の写し、(2) アンビット・エナジー ビジネスに対する承継人の権利を定めた、相続財産の分割に関する合意を含む遺書またはその他の書類の写し（承継人の印鑑証明書を添付します。）、および(3) 締結済みのコンサルタント契約をアンビット・エナジーに提出しなければなりません。

4.30.2：コンサルタントの能力喪失・制限行為能力者となった後の承継：上記の4.30項の遵守に加え、能力喪失等によるアンビット・エナジー ビジネスの承継を有効にするには、承継人は(1) 裁判所が見人等として任命したことを証明する書類の写し、および(2) 新規見人等によって締結済みのコンサルタント契約をアンビット・エナジーに対し提出しなければなりません。

4.31：新規コンサルタント候補および見込み顧客に関する情報：顧客あるいはコンサルタント、また見込み顧客およびコンサルタント候補の情報売買、また他者へ売買を持ちかけることは、厳禁されています。コンサルタントは、コンサルタントまたは第三者によるアンビット・エナジーの顧客またはコンサルタント、もしくは見込み顧客またはコンサルタント候補に関する情報の売却を持ちかける行為あるいはその提案などの行為に対していかなる種類のインセンティブも提供してはなりません。

第5条：コンサルタントの責任

5.1：住所および電話、Eメールアドレスの変更：コンサルタントは、コンサルタント サポートに電話、または次の住所宛に書面を送付して、住所またはEメールアドレス、電話番号の変更をアンビット・エナジーに通知しなければなりません。

〒530-0017
大阪府大阪市北区角田町8番47号
阪急グランドビル20階

アンビット・エナジー・ジャパン合同会社
コンサルタント サポート

複数の人物（例：夫と妻）が1つの地位を有している場合、住所変更を行う書面通知にはすべての当事者が署名しなければなりません。住所の変更が通知されていないためにアンビット・エナジーに郵便が返送された場合には、コンサルタントのステータスは「非アクティブ」となります。

5.2：継続的な能力開発義務：

5.2.1：継続的な研修：アンビット・エナジーにおける別のコンサルタントのスポンサーとなるコンサルタントは、自身のダウンライン コンサルタントがアンビット・エナジービジネスを適切に運営することを確保するため、誠実にその支援および研修活動を行わなければなりません。コンサルタントは、ダウンラインと継続的に連絡しコミュニケーションをとる必要があります。連絡・コミュニケーションとしては、書面での通信、個人的な面談、電話での連絡（留守電を含みます。）、Eメール、ダウンライン コンサルタントのアンビット・エナジーのミーティング、研修、その他の活動への同行が含まれますがそれらに限定されません。コンサルタントは、新規コンサルタントがアンビット・エナジーのビジネスを始めるにあたり、アンビット・エナジーの登録手続、特商法上の要件、アンビット・エナジーのエネルギー サービスにかかる知識、効果的な販売手法、アンビット・エナジーの報酬プラン、当社の方針および手続の遵守に関して教育を行う責任も有しています。

コンサルタントはダウンライン コンサルタントを監督し、ダウンライン コンサルタントが商品や業務について不適切な主張をせず、または違法もしくは不適切な行為をすることがないようにしなければなりません。すべてのコンサルタントは、アンビット・エナジーが要求する場合には、スポンサーとしての責任を継続的に果たしていることの書面による証拠を、アンビット・エナジーに提出できるようにする必要があります。

5.2.2：指導責任の増加：コンサルタントはさまざまなレベルのリーダーシップを通じ成長するにつれて、販売手法やエネルギー サービスについての知識、アンビット・エナジーのプログラムの理解や経験を深めていきます。このようなコンサルタントは特定され、組織内の経験の浅いコンサルタントに対し、当該知識を伝達することが要請されます。

5.2.3：継続的な販売責任：達成レベルにかかわらず、コンサルタントは、新たな顧客の創出および既存顧客と良好な関係を維持することにより、自身の売上を向上させる継続的な義務を有しています。

5.3：誹謗なきこと：アンビット・エナジーは、コンサルタントの建設的な批判とコメントを尊重します。当社がコンサルタントのフィードバックを整然かつ業務上適切な形でレビューできるよう、そうしたすべてのコメントは、アンビット・エナジーのコンサルタント サポートに書面で提出してください。アンビット・エナジーは建設的な意見を歓迎しますが、コンサルタントがビジネスの現場でする当社や当社の取締役、役員、社員、エネルギー サービス、報酬プランについての否定的なコメントや発言は、他のアンビット・エナジーのコンサルタントやコンサルタント候補の熱意の阻害となるのみです。このため、およびダウンラインに対し模範を示すため、コンサルタントは、アンビット・エナジーやその他のアンビット・エナジーのコンサルタント、アンビット・エナジーの商品やサービス、マーケティングおよび報酬プラン、アンビット・エナジーの取締役や役員、社員について誹謗や中傷、否定的な発言を行ってはなりません。

5.4：コンサルタント候補への文書の提供：コンサルタントは、自身をスポンサーとしてコンサルタントになろうとする個人に対し、当該候補がコンサルタント契約を締結する前に、最新の概要書面、方針および手続、報酬プランを提供しなければなりません。概要書面、方針および手続および報酬プランは、PowerZoneからダウンロードできます。

5.5：方針違反の報告：他のコンサルタントによる方針違反を発見したコンサルタントは、違反についての報告を、アンビット・エナジーのフィールド コンプライアンス部門に対し書面に

て直接提出する必要があります。日時や発生件数、関係した人物、裏付けとなる文書など、当該違反事案の詳細を、報告書に記載してください。報告はすべて極秘扱いとし、またアンビット・エナジーはそれに真摯に対応し、フィールド コンプライアンス部門が全面的に調査します。悪意をもって虚偽の報告をしたとみられる報告書に対しては、9.1項に基づく制裁が行われます。

アンビット・エナジーの方針および手続の遵守に関する質問や、コンサルタントの不正な行為（それが疑われる行為を含みます。）にかかる報告については、コンサルタントは、次の方法でアンビット・エナジーのフィールド コンプライアンス部門に連絡してください。

(1) Eメール：fieldcompliance@ambitenergy.co.jp

(2) 郵便：〒530-0017
大阪府大阪市北区角田町8番47号
阪急グランドビル20階

アンビット・エナジー・ジャパン合同会社
フィールド コンプライアンス

コンサルタントがアンビット・エナジーより、方針違反につき情報を有しているまたは自身が方針違反を行っているとして連絡を受けた場合、その連絡に引き続き行われる調査に対し全面的に協力することに同意するものとします。コンサルタントが政府機関から、疑われる法令違反につき連絡を受けた場合には、コンサルタントはアンビット・エナジーに連絡し、またそれに引き続き行われる調査につきフィールド コンプライアンスの担当者が関与することにつき、合意するものとします。

第6条：販売要件

6.1：エネルギー サービスの販売：アンビット・エナジーの報酬プランにおいて、ボーナスやコミッションの支払いにつながる活動は3種類しかありません。それは、(1) 自身がアンビット・エナジーの顧客の申込みを行った場合、(2) 自身のチームの他のコンサルタントが、アンビット・エナジーの新規顧客の申込みを行う援助をした場合、および(3) アンビット・エナジーの顧客がエネルギー サービスを利用しその対価をアンビット・エナジーに支払った場合です。コンサルタントは、新しいコンサルタントを登録させたことにより報酬を得ることはありません。ボーナスおよびコミッションを得る資格を維持し、アンビット・エナジーの報酬プランにおいて一定のリーダーシップ レベルを達成するためには、コンサルタントは一定の人数（最低限数）以上のアンビット・エナジーの顧客の申込みを行い保持しなければなりません。

6.2：すべての費用の開示：コンサルタントは、顧客の申込みの際、顧客に対しサービスに関連するすべての費用を説明しなければなりません。これには、該当する場合、1キロワット時または1サーム当たりの費用、月額サービス料、一時手数料、税金および賦課金、時間帯料金またはその他の使用料金、ならびにその他の費用が含まれます。コンサルタントは、これら情報のすべてを、PowerZoneからダウンロードできます。

6.3：活動地域の無制限：どのコンサルタントに対しても、独占的な活動地域が設定されることはありません。

第7条：ボーナスとコミッション

7.1：相殺の権利：コンサルタントは、アンビット・エナジーのコンサルタントになるために、アンビット・エナジーのエネルギー サービスを契約する必要はありません。ただし、コンサルタントがアンビット・エナジーを自身の小売電気事業者として選択する場合、支払期限内に請求料金の支払いを行わなければなりません。コンサルタントが、アンビット・エナジーの請求料金の支払期限を60日超過した場合、アンビット・エナジーは単独の選択として、当該コンサルタントの未払額をコンサルタントの報酬支払額から差し引き、コンサルタント契約を解約することができます。加えて、アンビット・エナジーはコンサルタントのアンビット・エナジーに対する債務を、アンビット・エナジーがコンサルタントに対し支払う報酬またはその他の金額と相殺することができます。

7.2：報告書：自身およびダウンロードによる顧客の申込みの全部またはその一部、およびダウンロードのスポンサー活動を含むがそれらに限定されないところの、アンビット・エナジーがオンラインまたは電話でのダウンロードの活動報告書で提供するすべての情報は、正確かつ信頼できるものと考えられますが、人間および機械に内在するエラーの可能性、注文の正確性および完全性、適時性、クレジットカードおよび電子支払の拒否、商品の返品、クレジットカードのチャージバックを含むがそれらに限定されないさまざまな要因により、それらの情報は、アンビット・エナジーまたは情報を作成もしくは送信する者により正確性・信頼性を保証されるものではありません。

コンサルタント自身およびダウンロードの販売活動の情報のすべては、あらゆる種類の明示的または黙示的な保証もしくは表明なしに「現状有姿」で提供されます。とりわけ商品性または特定使用目的適合性、非侵害性について（ただし、以上の点に限られません。）の保証はありません。

適用される法令の下最大限認められる限りにおいて、アンビット・エナジーおよび情報を作成または送信する者の両方あるいはどちらか一方は、いかなる場合も、（逸失利益、ボーナスまたはコミッションの喪失、機会の喪失、不正確または不完全、不都合な情報、情報の使用の遅延または逸失による損害を含むがそれらに限定されません。）個人およびグループの販売量の情報の使用または情報へのアクセスから生じる、直接または間接的、派生的、偶発的、特別または懲罰的損害につき、上記の者がその可能性について知らされていた場合であっても、当該損害について、コンサルタントまたは他の者に対し責任を負いません。法令の下最大限認められる限りにおいて、アンビット・エナジーまたは情報を作成または送信する者は、本合意の主題またはそれに関連する条項・条件に関して、不法行為または契約、過失、厳格責任、製造物責任、その他の法理に基づき、コンサルタントまたは他の者に対し、何らの責任または責務も負わないものとします。

アンビット・エナジーのオンライン報告サービスへのアクセスおよびサービスの利用、当該情報への依拠は、コンサルタント自身の責任で行うものとします。当該情報は、「現状有姿」でコンサルタントに提供されます。情報の正確性または質に不満がある場合、アンビット・エナジーのオンラインおよび電話による報告サービスの利用およびサービスへのアクセスを停止すること、ならびに情報への依拠を中止することが、コンサルタントの唯一かつ排他的な救済となります。

第8条：解約および販売支援ツール在庫の買戻し

8.1：解約後のコンサルタントによる在庫および販売支援ツールの返品：コンサルタント契約を解約した後、コンサルタントは、自身の在庫として保有する販売用資料およびアンビットブランドの物品を返品し、返金を求めることができます。コンサルタントは、自身がアンビット・エナジーから購入し（他のコンサルタントまたは第三者からの購入品は返金の対象となりません。）再販可能な状態であるもののみを返品することができます。当該再販可能な販売支援ツールの受領後、アンビット・エナジーは元の購入価格の90%（税込）をコンサルタントに返金します。販売支援ツールの購入時および返却時にコンサルタントが負担した送料は返金されません。クレジットカードでの購入の場合、返金はそのクレジットカードの口座に対して行われます。クーリングオフ期間における解約については、コンサルタント契約の11.1項に記載しています。

第9条：制裁および紛争解決の手続

9.1：制裁：当社の独自の判断において当社の評判または業務上の信用を損なう可能性があると考えられるところの、コンサルタントによる本合意や本方針および手続に対する違反、適用のある法令上の義務（忠実義務を含むがそれらに限定されません。）に対する違反、違法、不正、欺瞞的または非倫理的な業務活動、行為または不作為に対しては（これらの損害をもたらす行為または不作為がコンサルタントのアンビット ビジネスに関連している必要はありません。）、アンビット・エナジーの裁量により、以下のうち1つまたは複数の制裁が課される場合があります。

1. コンサルタントにただちに是正措置を執るよう求める書面での警告または勧告を発出すること。
2. 罰金を課し、支払うボーナスおよびコミッションから差し引くこと。
3. 1つ以上のボーナスおよびコミッションの支払いを受ける権利を失効させること。
4. 本合意違反の疑いのある行動をアンビット・エナジーが調査している間、コンサルタントのボーナスおよびコミッションの全部または一部の支払いを留保すること。（コンサルタントのビジネスが制裁を理由に解約された場合、コンサルタントは調査の間に留保にされた報酬を請求する権利を有しない。）
5. 1回以上の支払期間において当該個人のコンサルタント契約の効力を停止すること。
6. 違反したコンサルタントのコンサルタント契約を一方向的に解約すること。
7. 違反したコンサルタントのアンビット・エナジー パーソナル ウェブサイトまたはウェブサイトへのアクセスの中止および停止のうち両方もしくは一方。
8. 本合意の条項で明示的に認められている措置、またはコンサルタントの方針違反もしくは契約違反に一部もしくは全部が起因する損失を法令に基づき解決するため適切であり、かつ実行することが現実的であるとアンビット・エナジーが考えるその他の措置。
9. 状況が適切であるとアンビット・エナジーが判断する場合、当社は法令に基づく救済を得るため法的手続を取ることができる。

9.2：紛争の解決：

9.2.1：調停：仲裁に入る前に、（アンビットグループに代わり）アンビット・エナジーおよびコンサルタントは誠実に話し合う場を設け、拘束力のない調停により、本合意から生じる、または本合意に関連する紛争の解決を試みるものとします。（アンビットグループに代わり）アンビット・エナジーとコンサルタントの双方が認める1名が、調停人に任命されるものとします。

調停人の報酬および費用、ならびに調停の開催および実行の費用は、（アンビットグループに代わり）アンビット・エナジーとコンサルタントの間で等分に負担するものとします。各当事者は、想定される報酬および費用の自己負担分を、調停の10日前までに支払うものとします。各当事者は、調停の実施と出席にかかる自身の弁護士費用および個人的な経費を支払うものとします。調停は日本国大阪府大阪市で行われ、期間は2営業日以内とします。

9.2.2：仲裁：調停が不調に終わった場合、（アンビットグループに代わり）アンビット・エナジーとコンサルタントは、日本商事仲裁協会が商事仲裁規則に従って管理する拘束力のある仲裁により、本合意またはその違反から生じる、または関連する紛争または請求を解決するものとし、当該仲裁判断については、管轄権を有する裁判所で執行判決を求めることができるものとします。アンビットグループとコンサルタントは、仲裁人が、請求や紛争、両者間のその他の争いが仲裁に服するか否かについての問題を決定する主たる権限を有することに同意します。アンビットグループとコンサルタントは、陪審員による裁判を受ける権利を放棄します。仲裁地は日本国大阪府大阪市とし、すべての仲裁手続は、日本国大阪府大阪市で行われるものとします。仲裁言語は日本語とします。弁護士である仲裁人を1名置くものとし、この仲裁人は、日本商事仲裁協会が設けるパネルから選出された、商事法の専門知識を有する者（ダイレクト セリング業界について知識のある弁護士が望ましいです。）とします。仲裁人は、IBA国際仲裁証拠調べ規則に従って書類の提出を命じる権限を有するものとします。仲裁の各当事者は、法律費用および申立費用を含む、仲裁についての自身の費用および経費につき支払う責任を有します。裁定に対し裁判所に提

訴し確認または無効、修正、執行判決を求める権利に服しつつも、仲裁人の裁定は最終的なものであり両当事者に対し拘束力を有するものとします。裁定の確認または無効、修正、執行判決を得るための申立は、9.3項の対象となります。仲裁に関する本項の合意は、本合意の解約または終了後も存続するものとします。

上記にかかわらず、また本合意上の権利または救済を放棄することなく、アンビットグループまたはコンサルタントは、仲裁手続の開始前またはその間、あるいは終了後に、アンビットグループもしくはコンサルタントの権利もしくは財産を保護するため、もしくは中間もしくは最終の仲裁裁定を執行するために必要な中間もしくは暫定の救済を裁判所に申し立てること、または商事仲裁規則に従い仲裁手続で当該の中間もしくは暫定の救済を求めることができます。当該の裁判所での手続は、9.3項の対象となります。

9.3：準拠法および管轄、裁判地：9.2.2号に記載の裁判手続を含む仲裁の対象とならない紛争の管轄および裁判地は、判決を執行するための訴訟が管轄権を有する裁判所で提起される場合を除き、日本国大阪府大阪市のみとします。日本の仲裁法が、仲裁に関連するすべての事項に適用されるものとします。日本法が、本合意に関連する、または本合意から生じるその他すべての事項に適用されるものとします。

第10条：活動停止および解約

10.1：解約の効果：コンサルタントがアクティブであり、コンサルタント契約および本方針および手続の条項を遵守している間は、アンビット・エナジーは報酬プランに従い、そのコンサルタントに対し報酬を支払うものとします。コンサルタントのボーナスおよびコミッションが、売上にかかるコンサルタントの取り組みや売上実現に関連するすべての活動（ダウンラインの構築を含みます。）に対する、すべての対価となります。コンサルタント契約を任意に解約または強制的に解約された後（総称して「解約」といいます。）、元コンサルタントは、自身が運営したダウンライン組織に関する、またはそのダウンライン組織の売上から発生するコミッションもしくはボーナスに関する権利、権原、申立もしくは利害を有しません。ビジネスを解約されたコンサルタントは、コンサルタントとしてのすべての権利を失います。これら失われる権利には、アンビット・エナジーのエネルギー サービスを販売する権利、コンサルタントの以前のダウンラインの販売およびその他の活動より将来発生するコミッションまたはボーナス、その他の収入を得る権利が含まれます。解約の際、コンサルタントは、自身の元のダウンライン、当該ダウンラインの販売およびその他の活動から生じたボーナスまたはコミッション、その他の報酬にかかる財産権を含むがそれに限定されないところの、自身が有するすべての権利を放棄することに同意します。

コンサルタント契約の解約後、元コンサルタントはアンビット・エナジーのコンサルタントであると自称してはなりません。コンサルタント契約を解約した（された）コンサルタントは、解約前にその全期間において自身がアクティブであった最後の支払期間についてのみ、（強制解約前の調査期間において留保された額はそのまま差引き）コミッションとボーナスを受け取るものとします。

10.2：非アクティブ ステータス：「アクティブ」であるには、コンサルタントは過去120日間に新規コンサルタント1名以上のスポンサーとなるか、1名以上の新規顧客の申込みを行い、もしくはサービス切替え待ちまたはサービス提供中の顧客（電気料金の未払いによる契約解除後に再契約した顧客は除く）を20名以上保持しなければなりません。コンサルタントが過去120日間に新規コンサルタントのスポンサーとならず、新規顧客の申込みを行わず、もしくはサービス切替え待ちまたはサービス提供中の顧客を20名以上保持しない場合、コンサルタントのステータスは「非アクティブ」となり、新規顧客の申込みをし、またはコンサルタントのスポンサーとなることにより再度ステータスがアクティブになるまで、報酬は発生しません。このルールは、コンサルタントとなった最初の1年間は適用されません。

10.3：強制解約：本合意の条項（アンビット・エナジーが独自の裁量で行う修正を含みます。）にコンサルタントが違反した場合、コンサルタント契約の強制解約を含む、9.1項に記載の制裁のいずれかが行われる場合があります。解約は、書面での通知がコンサルタントの直近において知られている住所（またはファックス番号）、もしくはコンサルタントの弁護士宛てに郵便またはファックス、速達便で送達された日の時点で発効するものとします。

10.4：任意の解約：コンサルタントは、理由にかかわらず、いつでもコンサルタント契約を解約する権利を有します。解約の通知は、以下に記載する当社の主たる営業所在地宛てに、書面またはEメールで提出しなければなりません。

〒530-0017
大阪府大阪市北区角田町8番47号
阪急ランドビル20階

アンビット・エナジー・ジャパン合同会社
コンサルタント サポート

Eメール宛先：fieldcompliance@ambitenergy.co.jp

書面での通知には、コンサルタントが記名・署名し、その住所、C番号を記載しなければなりません。コンサルタントがアンビット・エナジーの顧客でもある場合、コンサルタントが明確にエネルギー サービスも解約することを要求する場合を除き、アンビット・エナジーは引き続き当該者に顧客としてエネルギー サービスを提供し、当該のサービスについて顧客に対し料金の請求を行います。

第11条：定義

アクティブ コンサルタント：(1) コンサルタント契約締結から12か月以内のコンサルタント、または(2) 過去120日の間に新規コンサルタント1名以上のスポンサーとなるか1名以上の新規顧客の申込みを行ったコンサルタント、または(3) サービス切替え待ちかサービス提供中の顧客を20名以上有しているコンサルタント、のいずれかに該当する者を指します。

本合意：当社とコンサルタントとの契約には、コンサルタント契約、アンビット・エナジーの方針および手続、アンビット・エナジーの報酬プランが含まれ、すべて最新版およびアンビット・エナジーの独自の裁量により修正され、コンサルタントが合意した版を意味します。

これらの文書は総称して「本合意」と呼ばれます。

解約：コンサルタントのビジネスの終了。解約は、任意または強制による、または非アクティブであることによる場合があります。

顧客：「顧客」という用語は、現在・過去のアンビット・エナジーの顧客および顧客となる見込みのある者を意味します。

正式なアンビット・エナジーの資料：コンサルタント向けにアンビット・エナジーが開発および印刷、刊行、配布した書類もしくは音声またはビデオテープ、ディスク、その他の資料。

再販可能：販売支援ツールは、下記の要件を満たす場合に、「再販可能」と見なされます。(1) 未開封で未使用で、(2) 包装とラベルが変更されていない、または損傷していない、(3) 値引きなしに商品を販売することが商業的に妥当だとみなされる状態にある、(4) 購入日から1年以内にアンビット・エナジーに返品されている、(5) 商品に最新のアンビット・エナジーのラベルが添付されている、(6) アンビット・エナジーが以前に陳腐化在庫として指定していない。販売時点で返品不能または製造中止、季節限定品と明確に特定されている販売支援ツールは、「再販可能」ではないものとします。